

学术交流レポート

- 2010・2011 -

桐蔭横浜大学

学 長 挨拶

桐蔭横浜大学

学長 小 島 武 司

「学術交流レポート2010・2011」が刊行されて、学術活動などの進展が一覧できることになり、大変有意義と思います。

このレポート刊行の意義はいよいよ大きくなっています。研究と教育を同時に推進していくところに、大学の組織としての独自性があります。教育は、研究の裏打ちを得てこそ真の輝きをもち、若者の精神に深い感動をもたらすでしょう。自由な知的土俵である大学においては、好奇心に富む柔軟な若い心に生じる素朴な疑問が端緒となって、時代を超える着想や理論が生み出されることも少なくないのです。大学において教育と研究が支えあって展開されることで、社会に対する大きな貢献が可能になるのだと思います。このことは、学問が大きく進歩し、その最先端が加速度的な伸びを示している今日、とりわけ重要であり、その意味は一段と大きいものとなっているといえます。

何年か前のことですが、私はイタリアのボローニャ大学(世界最古の大学)創立900年記念シンポジウムに招かれ、学術報告を行ったことがあります。世界最古の大学の足跡を聞きながら、教育と研究のコラボレーションの中に宿る可能性の偉大さを感じることに一入でした。

「学術交流レポート2010・2011」は、両年度にわたる専任教員の学術研究活動をまとめたものです。本学は、2008年度よりスポーツ健康政策学部が発足したことから、法学、医用工学を併せて3つの方向に展開を進め、また、2つの学術大学院と1つの専門職大学院(法科大学院)がその上に配置されております。こうした進展のなかで、本格的な高等教育機関として総合的体制が固まりつつあるのではないかと自負しております。そこから生まれるところの学術研究活動の成果を社会に発信する本レポートが刊行されることで、幅広い知的交流の機会が生まれ、そのプロセスの中で、研究と教育の間のよき相乗作用が促進されることになれば、まことに幸いです。

現在、本学において、地域社会と海外都市を結ぶデルタ型の仮想空間とその仕組みを動かそうとする目的が共有され、本学をいわば世界のハブ組織として、研究と教育をグローバルに展開するエネルギーが盛り上がってきています。本レポートは、大学で一段と高い役割を果たしていくスプリングボードの一つとなるものと確信しています。

学術交流レポート2010・2011 目次

学長挨拶	1	
建学の精神	3	
大学組織図	4	
学長	5	~ 7
法学部		
法律学科	8	~ 58
医用工学部		
生命医工学科	59	~ 88
臨床工学科	89	~ 121
工学部		
電子情報工学科	122	~ 140
ロボット工学科	141	~ 148
スポーツ健康政策学部		
スポーツ教育学科	149	~ 187
スポーツテクノロジー学科	188	~ 204
スポーツ健康政策学科	205	~ 216
工学研究科 医用工学専攻・情報・機械工学専攻	217	~ 237
法務研究科 法務専攻	238	~ 265
先端医用工学センター	266	~ 270
2010・2011年度退職教員	271	~ 310
公開講座・セミナー・シンポジウム・イベント等開催	311	~ 327

建学の精神

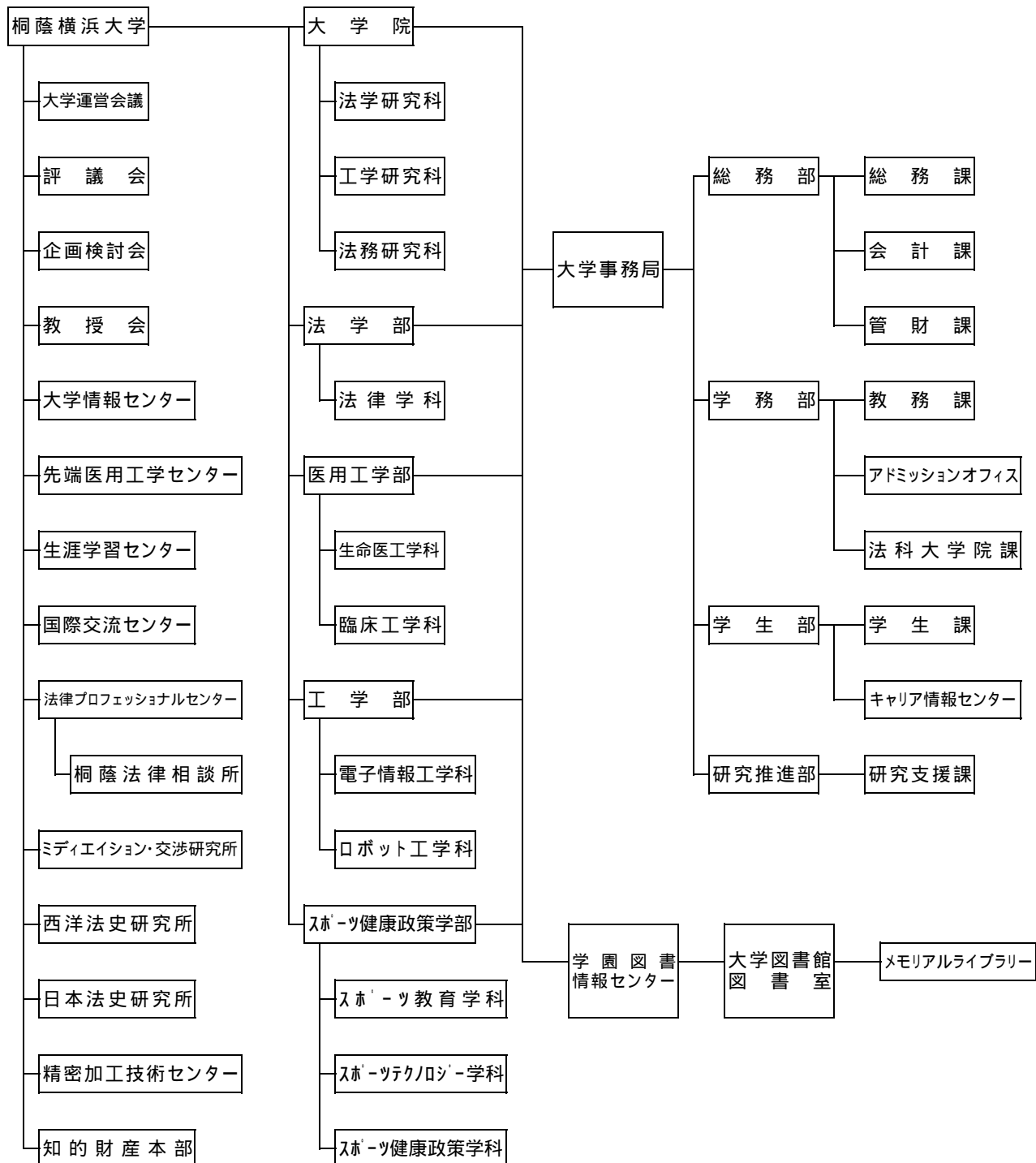
社会連帯を基調とした、義務を実行する自由人たれ。

学問に徹し、求学の精神の持主たれ。

道義の精神を高揚し、誇り高き人格者たれ。

国を愛し、民族を愛する国民たれ。

大学組織 2012.4.1現在



小島 武司 (こじま たけし) 学長



出生年：1936(昭和11)年
 在籍：2006(平成18)年9月～
 最終学歴：中央大学大学院法学研究科
 学位：法学博士(中央大学)
 学位論文：訴訟制度改革の理論等
 専門分野：民事訴訟法、仲裁法、弁護士法
 前職：中央大学法学部教授、中央大学法科大学院教授
 学内役職等：学長
 留学：ミシガン大学ロースクール(アメリカ)、フィレンツェ大学(イタリア)、ケルン大学(ドイツ)
 客員教授：フランクフルト大学客員教授(ドイツ)、エクスマルセイユ大学客員教授(フランス)、コロンビア大学ロースクール(アメリカ・ADRセミナー担当)、南京大学客員教授(中国)
 資格：法曹資格
 司法試験合格(1958年)、その後司法修習(最高裁判所司法研修所)

教育活動

2010年度の教育活動概略

高等教育は、ユニバーサル化の段階に達し、その社会的位相は、エリート養成という役割から距離をとり、現代社会の各層の需要に応える多彩にして力量ある人材を供給するものとして再設定されなければならない。社会はいかにしてそのエデュケイショナル・インパクトを最大化するかを注視しており、パラダイムシフトの必要はおおむね共通の認識となっている。知識再生産型の教育手法では、大学の使命は果たせないことは自明であり、双方向的かつ多方向的な意見交換を通じて、現実を把握し現状打開策を探索する能力を育むことができるか否かが問われている。ハーバード大学などが始めた「ソクラテス・メソッド」はロースクールのケースメソッドやビジネススクールの事例研究などから発して高い水準に達しつつあり、わが国においても、今や学部レベルを含めた教育研究の手法として受容され(中央教育審議会)、その実践面での工夫が各組織において重ねられている。本学の教育においても、入学時はおくとして、「卒業の時点ではその目指す領域ないし課題でトップクラス」ということを確乎たる目標に据え、小規模大学独自の真価を発揮するための「成長本位制」の手法を開発していこうとしている。このためには、偏差値の壁を突破して新しい天地に通じ合う二本の支柱をスポーツと学術のそれぞれに築き上げることにしている。このような観点から総合的な改革に踏み出し、これに先立つさやかな試みとして、「桐蔭横浜大学手作り文庫」の創設を行い、予算の制約の中で学内印刷の小冊子を刊行し始め、また、主体的学習の場としての図書館を居心地の良い学習空間として多角的機能を発揮する基盤を整えつつある。

2011年度の教育活動概略

これまでの基本的な考え方を堅持しつつ、図書館の刷新等が実現しても利用率が低迷している実状を直視し、つぎの段階に向けて更なる施策を講じなければならない。今後は、桐蔭横浜大学はトップアスリートの養成による知名度の上昇を図り、各分野に特化した専門能力を修得させ、社会の要請に適した人材を世に送り出すとともに、学術活動についても、各学部で具体策を考え実践する教育シンクタンク的な組織を立ち上げ、人材養成の手法を創案していくことに努めたい。これらは、大学教授としてのわたくし自身の個人的なアンビションでもある。いずれにせよ、こうした考え方は、本学の改革に止まることなく、社会全体の展開に連なるものと考えたい。

研究活動

2010年度の研究活動概略

日本の司法制度をベースにアメリカ、イタリア、ドイツ、フランスなどにおいて行った比較法的研究を踏まえて、これまで著書、論文を(英文を含め)発表してきたが、このところ、わたくし自身の実感としては、欧米との国際的交流に代わり、中国や韓国での研究発表や講演の機会がその比重を高めている。その背景には、これまでのわたくしの研究活動と深くかかわる事項がアジア諸国における立法課題として取り上げられ、また、最先端の理論的課題となっているという事情がある。学問的営為の重点が移行し、日本の理論と経験が学術的論議の深まりに寄与するような役割を担うに至っていることは、感慨深い。10年度に開催された上海交通大学における集合訴訟に関する国際シンポジウム(後掲)は、その一つの例といえよう。

2011年度の研究活動概略

これまでの状況の延長線において、本年度は、裁判運営および民事調停のありかたをめぐって二つの国際シンポジウムが開催され、学術報告を担当した。本学において国際学会のシンポジウム(財団助成にかかる)が裁判運営の課題を取り上げ、また、西南政法大学においてメディアエーションの課題が多角的に検討された(いずれも後掲)。南京大学における講演やセミナーについてもこのことが当てはまる。これらの国際的な研究活動をも踏まえ、半世紀の民事訴訟法等の解釈理論を集大成した形で、民事訴訟法の体系書の執筆を進めており(2013年4月に刊行の予定)、また、仲裁法に関する体系書(共著)の執筆作業も最終段階にある。

著書・論文等					
著書・論文等の名称 (著書)	単著・共著の別	発行または発表の年月日(西暦)	発行所、発表雑誌(巻、号数)等の名称	編者・共著者名	該当頁
『ブリッジブック裁判法(新版)』	共著	2010年5月10日	信山社	小島武司、小林学	第15項(209-240頁)担当
(総説・論説)					
「紛争解決システムの日本的展開(序説) - 調整型ADRの動向を中心に - 」	単著	2011年5月31日	仲裁とADR Vol.6 (仲裁ADR法学会)	-	1-12頁
「三ヶ月章先生のご逝去を悼む」	単著	2011年5月31日	仲裁とADR Vol.6 (仲裁ADR法学会)	-	24-25頁
(学術論文)					
「共同訴訟から集団訴訟へ」	共著	2011年9月25日	桐蔭法学第18巻第1号(35)	小島武司、小林学	43-78頁
学会・研究会・シンポジウムでの発表・講演					
研究発表・講演の題目	年月(西暦)	学会・研究会等名称および開催場所	共同発表者名		
「法曹を統合する理念」	2010年6月15日	法曹倫理研究会(日本法曹家協会)	-		
「守秘義務」	2010年7月16日	法曹倫理研究会(日本法曹家協会)	-		
「守秘義務」	2010年9月21日	法曹倫理研究会(日本法曹家協会)	-		
口頭報告「日本における群体訴訟」	2010年11月14日	第5回東北アジア民事訴訟法国際学会主催国際シンポジウム(上海交通大学/中国上海市)	小島武司、小林学		
「守秘義務」	2010年11月26日	法曹倫理研究会(日本法曹家協会)	-		
「適正な裁判運営」 「弁護士の利益相反」	2010年12月～	法曹倫理研究会(日本法曹家協会) 全10回にわたり報告と討論が実施された	-		
口頭報告「日本民事訴訟における裁判運営の視座」	2011年3月12日	第6回東北アジア民事訴訟法国際学会主催国際シンポジウム(桐蔭横浜大学/神奈川県横浜市)	小島武司、小林学		
「弁護士にとってのADR - その特性と弁護士業務 - 」	2011年10月18日	東京弁護士会	-		
口頭報告「曲がり角にある日本の司法調停制度」	2011年11月	中日韓民事調停制度国際学術研究会(西南政法大学/中国重慶市)	-		
講演「司法へのアクセス」	2012年3月25日	南京師範大学(中国、南京)	-		
その他					
(海外出張)					
用件	出張期間	出張先			
第5回東アジア民事訴訟法国際シンポジウム「日本における群体訴訟 - 共同訴訟から集合的訴訟(collective action)へ - 」	2010年11月14日～11月17日	上海交通大学			

中日韓民事調停制度国際シンポジウム 「曲り角にある日本の司法調停制度」	2011年11月18日 ～11月21日	西南政法大学
「司法へのアクセス」座談 民事裁判装置の刷新 - 日本の選択」	2012年3月25日 ～3月29日	南京師範大学

学会等および社会における主な活動

2010年、2011年度の学会活動概略

民事裁判の分野の全研究者が属する日本民事訴訟法学会を中心に、今年も研究を続けているが、同学会の理事長としての任期を終え、その展開分野に焦点を絞った「仲裁ADR法学会」(創設時の理事長)を創設し、現在は「日本司法アクセス学会」の会長として民事裁判制度と憲法にかかわる基本問題である、紛争解決の制度的最前線にある司法アクセス問題に焦点を合わせた研究活動を行っている。個人的な著作執筆活動である「民事訴訟法」および「仲裁法」の体系書もこれらの活動に基づくものである。国際的な研究としては、国際民事訴訟手続の共通化の作業(ユニドロア、アメリカ法律協会)にかかわってきた。更には世界民事訴訟法学会、そして日中韓の東北アジア民事訴訟法学会、日本交渉学会(副会長)などにかかわっている。なお、過去には日本私法学会(理事)参加。

民事訴訟法を中心とする手続法学会にとって、裁判官、弁護士等によるプラクティスも重要な意味をもつ。この視点から日本仲裁人協会(理事)、仲裁ADR法協会(評議員)、自動車製造物責任相談センター(理事)、消費生活用製品PLセンター(審査委員会委員長、元理事)、財団法人日本法律家協会(理事)、日本司法支援センター(審査委員会委員長)、財団法人国際民商事法センター(学術評議員)などを務めている。過去のものとして、日本弁護士連合会懲戒委員、法律扶助協会理事など。なお、学術一般に関するものとしては、日本学術会議会員(第19期)を務めた。

また、立法や行政との関わりで行ってきた活動としては、法制審議会民事訴訟法部会専門委員、公証人審査会委員、司法試験第二次審査委員(以上いずれも法務省)、中央建設工事紛争審査会特別委員(建設省、現・国土交通省)、産業構造審議会総合製品安全部会臨時委員(通産省、現・経産省)、建設調達審査委員会委員(総理府)、視学委員、大学設置・学校法人審議会専門委員、法科大学院(仮称)構想に関する検討会議座長、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会専門委員(以上いずれも文部省、現・文科省)、外国弁護士問題研究会座長(法務省)、オムブズマン制度研究会委員(行政管理庁、現・総務庁)などがある。

2010年、2011年度の社会活動概略

日本法律家協会会員(理事)、第二東京弁護士会会員、日米協会会員、東京フルブライト・アソシエーション会員、日本倶楽部会員、中央大学法科大学院フェロー、中央大学南甲クラブ会員、中央大学眞法会会員(会長)などがある。